

多世代農家家族における家計の分化

| | |
|-------|---|
| 誌名 | 農村生活研究 = Journal of the Rural Life Society of Japan |
| ISSN | 05495202 |
| 著者 | 井関, 礼子 |
| 巻/号 | 72号 |
| 掲載ページ | p. 14-19 |
| 発行年月 | 1989年10月 |

農林水産省 農林水産技術会議事務局筑波産学連携支援センター
Tsukuba Business-Academia Cooperation Support Center, Agriculture, Forestry and Fisheries Research Council
Secretariat



〔報 文〕

多世代農家家族における家計の分化

井関 礼子*

はじめに

農家の家計費は高度経済成長以降著しく増加したが、近年はそうした量的変化のみならず、質的な変化が生じている。すなわち、家計の分離が生起しているのである。

家計の分化に関しては2、3の先行的な研究がある。河野あけねは、家計の分化は農外就労の稼ぎ手が増えることによってすすむことを明らかにした¹⁾。また加藤照子は、家計の分化は今後ますます拡大していくことを指摘した²⁾。さらに、農村生活総合研究センターの報告は世帯家計とこづかい支出の関係を分析している³⁾。

1. 調査の方法

調査農家の選定にあたっては、家族構成、営農形態、就業形態の3点を考慮した。第一に、家族構成が多世代同居家族であることとし、そのライフステージは選定の段階では問わないこととした。第二に、営農形態については、稲作、果樹、野菜、畜産を主要な作目とする市町村を定め、その市町村の中から当該作目を主とする農家を各2戸選定することとした。第三に、その2戸の農家は、専業農家と兼業農家、各1戸とした。ただし、兼業農家の場合、後継者または後継者の妻が農外就労している農家とした。

以上の条件のもとで、山形県下全体で計26戸の農家を選定した。記帳を続行し、集計できた農家は21戸である。

農家経済調査は、昭和60年1月から12月におい

る全ての収入、全ての支出、全ての利用現物を対象とし、調査農家がこれを毎日記録する方法で実施し、これを月ごとに回収・集計して、1年間の農家経済を把握した。また、集計は統一性と正確さを期すため、「農家経済把握システム⁴⁾」を作成しパソコンを利用して行った。

2. 調査農家の概要

調査農家は、5人家族1戸、6人家族5戸、7人家族7戸、8人家族6戸、9人家族2戸で、2夫婦が11戸、3夫婦が10戸である。

農業経営の主体者は中間世代の夫が、家計管理の主体者はその妻が担っている場合が多い。農業と家計の主体が同一世代でないのは1戸のみで、農業経営の主体は後継者に移譲したが、家計管理の主体はまだその母親が担っている。

21戸のうち8戸には恒常的な農外就労者がいる。それは稲作農家と畜産農家に多く、しかも、8戸中6戸が若妻である。その農外所得は、平均で、農業粗収入のおよそ10%になっている。残り13戸の農家の中には冬期あるいは農閑期に一時的に農外就労をしている場合がある。また、アパート経営をしている農家も2戸あるが、この13戸を専業農家に区分する。

なお、家計の分化はその一因に親世代の年金収入等が考えられる。しかし、この点は調査不足であったので、以下の分析では親世代を除外し、中心世代と後継者世代に限定する。

農家の家計費は、農業粗収入から農業経費を差し引いた農業所得によってまず、規定される。農業粗収入に占める農業経費の割合は、作目によって異なるが、畜産農家を除けば、おおむね40～

* (いせき れいこ・山形県新庄農業改良普及所)

45%を占める。なお、ここでいう農業経費は減価償却分を含まず、各農家が1年間に支出した流動経費である。

租税公課諸負担の支払額の農家所得に占める割合は、4.8～29.5%の範囲にあり、平均では14.5%になる。中でも12～15%の範囲の農家が多い。したがって、可処分所得は農家所得の85～88%程度と推定される。

さて、将来に備えた貯蓄に関連して、調査農家にはかなりの「その他の収入」がある。その中には出稼ぎ、被贈、年金収入も含まれるが、金額的には預貯金等の払い出しが多い。それは結局、農業の規模拡大や住宅改善、冠婚葬祭等を行ったからである。実際に臨時支出、返済金、さらに預貯金等の長期改善資金は平均で可処分所得の32%を占めている。

したがって、家計仕向可能額は、可処分所得から長期改善資金を除いた可処分所得の65～70%であるとみられる。

3. 多世代家族農家の家計分化の実態

「後継者世代が自由に管理運営できる金がある」かどうかによって家計の分化の有無を判断すると、21戸中13戸で家計が分化していた。

表1に示したように、8戸の兼業農家中7戸で家計の分化がみられた。したがって、家計の分化は農外収入を得ることによってすすむことを再確認できる。一方、専業農家13戸中6戸で家計が分化している。したがって、家計分化の要因を農外収入にだけ求めるわけにはいかない。

表1で家計の分化をライフステージの点から見ると、新婚期の農家4戸、育児期の農家5戸の全てに家計の分化がみられた。基準期(前期、後期)⁵⁾の農家では12戸中4戸(いずれも基準期前期)で家計が分化していた。

ライフステージは家計運営に二つの意味を持つと考える。一つは消費単位の相違であり、もう一つは家計管理担当者の交替期と係わることである。そして、家計管理者の交替は一般に基準期(前期)に行われるこ

とが多い。新婚期・育児期以外の農家で家計が分化していた4戸の農家は、家計管理者の交替がまだ行われていない農家であった。言い換えるなら、基準期にあつて家計が分化していないのは、すでに家計管理者の交代が行われた農家なのである。結論的に言うと、後継世代夫婦がおり、家計管理者が中間世代の夫婦にあるという消費単位の農家、すなわちライフステージが新婚期、育児期に当たる農家、と家計移譲が行われていない基準期(前期)の農家で家計の分化が行われているのである。

以上を考察すると、家計分化の要因として農外収入の有無に係わるが、実態からみると農外収入は外的要因であつて、ライフステージが家族内部から生じる内的要因として作用するケースが多いと考えられる。

内的要因であるライフステージは数年を経て次のライフステージに移る。したがって、家計の分化も固定化するのではなく、ライフステージの変化とともに消費内容や金額はもちろん、家計分化の有無も変わっていく側面を持ち、家計の分化が固定されるわけではないであろう。

4. 世代別家計の諸タイプ

家計の分化は、ほとんどの場合、世代別に形成される。家計の分化といっても、世代に分かれる部分と各世代に共通した部分がある。しかし、例えば、2夫婦の場合、二つの世代別家計と両方に共通する家計の合わせて三つの家計に分かれるわけではない。“家としての家計管理を担う世代の世代別家計”に各世代共通の部分を含ませたのが「共用家計」となり、“若い世代の世代別家計”が単独の「世代別家計」となる(図1)。

この共通家計と世代別家計の係わり方にはいくつかのタイプがあり、調査事例では図2に示した

表1 家計の分化

| ライフステージ | 後継者世代 | | | |
|---------|---------|----|-------------|----|
| | 新婚期・育児期 | | 基準期前期・基準期後期 | |
| 専兼別 | 一体 | 分化 | 一体 | 分化 |
| 専業農家 | | 3 | 7 | 3 |
| 兼業農家 | | 6 | 1 | 1 |

五つのタイプがみられた（表2もあわせて参照のこと）。

第1から3のタイプは、いずれも世代別家計を形成する後継者夫婦に農外収入がある場合である。

第1のタイプは、農外収入を全額共用家計費に入れ、改めて1部を共用家計費から分けられて世代別家計を形成する場合である。後継者世代からみれば、「返り型」といえる形であり、事例ではこのタイプが最も多くみられた。

第2のタイプは、農外収入は共用家計費に全額入れるのではなく、一部を共用家計に入れ、一部は手元に残し、その手元に残した分で世代別家計を形成している場合である。このタイプは世代別家計を形成する後継者世代からみれば「分割型」といえる形である。

第3のタイプは、第1、第2の両タイプを合わせた、いわば「分割返り型」である。

第4と第5のタイプは世代別家計を形成する後継者世代夫婦に農外収入がない専業農家の場合で

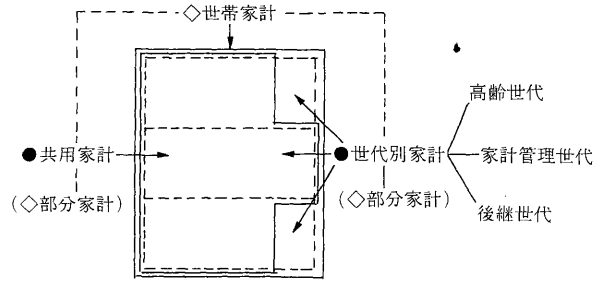


図1 家計分化の概念図

ある。

第4のタイプは、世代別家計が共用家計からの分配を受けて形成される場合である。後継者世代からみれば「分配受取型」といえる形である。

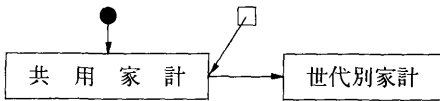
第5のタイプは、農業経営のある部門を後継者が担当している場合で、世代別家計は自らの部門経営の収入で形成する場合である。後継者世代からみれば「独立型」といえる形である。後継者が農業の部門経営をしている農家は3戸あったが、2戸は農外収入があつて、世代別家計は先に述べた形で形成し、このタイプに当てはまるのは1戸であった。

世代別家計形成におけるこれら五つのタイプの存在は、家計の分化が一つの趨勢でありながら、各家族がそれぞれの事情を有しつつも、まだ社会的形態として熟していないことを示唆する。それだけに、世代別家計の金額、用途等について世代間に一定の約束がなければ定着が難しい。第4のタイプ「分配受取型」の専業農家では世代別家計の金額、分配時期、用途について「家族協定」が結ばれている。このような家族協定は、農外収入であるか部門収入であるかを問わず、分配のもとになる収入をだれが稼いだかが自明な場合にも、必要になる。いわば、収入が独立的であればあるほど不明瞭になりやすく、一つの家族として各世代間の相互理解をはかり、不合理な家計運営にならないようするために、家族協定が必要とされる。

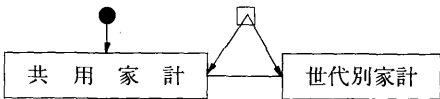
5. 世代別家計の規模と用途

世代別家計費の額に関して表2にまとめてある。

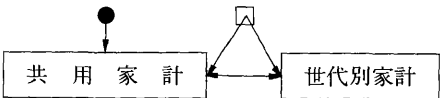
タイプ1：返り型（5戸）



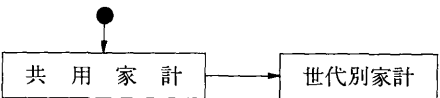
タイプ2：分割型（2戸）



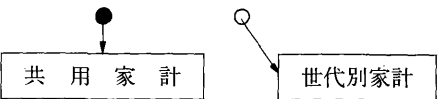
タイプ3：分割返り型（2戸）



タイプ4：分配受取型（3戸）



タイプ5：独立型（1戸）



●○ 農業収入
□ 農外収入

図2 世代別家計のタイプ

その額は平均すると年額約60万円であった。しかし、個別には150万円を越える大きなものから、20万円の小さなものまであり、金額的には幅がある。これらが共用家計費に占める割合は、世代別家計費が大きい農家では16%~20%、小さい農家では5%で、平均的な農家は共用家計費のおよそ10%である。

これら金額の大きさや割合は、各農家で共用の家計と世代別家計の運営が違うので、一概に金額の多少を判断することはできないが、後述する用途からみても、世代別家計といっても多くの農家では「こづかい」として認識されていると考えられる。

表3は、後継者の妻に対し47の項目について、その支出方法を聞いた調査結果である。支払方法の回答番号2が後継者夫婦の世代別家計であるが、これに回答番号3、4を含めて考えることができよう。

家計の分化は13戸でみられたが、支払方法を2と回答した農家の実数はわずか5戸である。他の農家では「こづかい」で支払うという回答が多かったのである。この「こづかい」としての意識の強さは、先にみた世代別家計の形成過程とも関連する。

「こづかい」的認識の強い世代別家計費の使途をみると、次のようにいうことができる。

飲食費に関連する支出では、日常のおかずほどの農家も世代別家計で支払うことはなく、子供のおやつやミルク代も世代別家計で支払うのは稀である。世代別家計で支払うのは外食をしたときの食事代くらいである。

被服履物費に関連する支出では、下着、履物、洋服など世代別家計費で支払われる例が多い。なお、これらは家族員別で支出頻度が異なる特徴がみられ、どの農家でも子供の洋服、靴下、履物など子供のものは世代別家計で購入する頻度が少なく、夫のものも子供のものについて少ない。これに対し、若妻の洋服、下着、履物は、どの農家でも世代別家計で購入する頻度が高い。

保健医療費では、医療費を世代別家計で支出することが若干みられるが、ほとんど共用家計で対応している。

交通通信費は、一部の農家で、また一部の内容で、世代別家計で支出をしているが、ほとんどの農家は共用家計で対応している。農外就労者の通勤にかかるガソリン代も共用家計で支払われているが、これはガソリンの口座支払いが普及しているためとみられる。

表2 世代別家計の金額

(単位:千円)

| 農家 | 家族員数 | ライフステージ | 共用家計簿の現金家計費 A | 左のうちのこづかい B | 左のうちの若夫婦のこづかい C | 若夫婦世代の農外所得 D | 左のうちの共用家計繰り入れ E | 若夫婦独自の農業所得等 F | 若夫婦の世代別家計費 G | 総家計費 H | 世代別家計のタイプ |
|----|------|---------|------------------|----------------|--------------------|-----------------|--------------------|------------------|-----------------|-----------|-----------|
| AM | 6 | 新婚期 | 7,608 | 1,674 | 1,561 | 4,742 | 4,742 | | 1,561 | 7,608 | 返り型 |
| KY | 7 | 新婚期 | 7,331 | 985 | 302 | 2,400 | 1,801 | | 302 | 7,331 | 返り型 |
| ST | 8 | 育児期 | 8,643 | 791 | 672 | 2,338 | 2,338 | | 672 | 8,643 | 返り型 |
| AY | 6 | 基準期前期 | 4,190 | 218 | 205 | 130 | 130 | | 205 | 4,190 | 返り型 |
| UM | 7 | 基準期前期 | 3,939 | 452 | 442 | 2,544 | 2,544 | | 442 | 3,939 | 返り型 |
| CY | 7 | 新婚期 | 4,942 | 111 | | 1,320 | 840 | | 480 | 5,422 | 分割型 |
| SF | 5 | 育児期 | 4,766 | 171 | | 3,000 | 2,417 | | 600 | 5,366 | 分割型 |
| KS | 8 | 新婚期 | 4,726 | 392 | 197 | 1,180 | 700 | | 600 | 5,129 | 分割返り型 |
| IT | 9 | 育児期 | 2,896 | 346 | 176 | 1,530 | 1,530 | 100 | 276 | 2,996 | 分割返り型 |
| OT | 8 | 育児期 | 6,348 | 384 | 251 | | | | 251 | 6,348 | 分配型 |
| OY | 8 | 育児期 | 4,420 | 672 | 600 | | | | 600 | 4,420 | 分配型 |
| HI | 8 | 基準期前期 | 7,411 | 1,550 | 1,200 | | | | 1,200 | 7,411 | 分配型 |
| NS | 9 | 基準期前期 | 5,732 | 55 | 30 | | | 570 | 600 | 6,302 | 分配型 |
| NH | 7 | 基準期前期 | 2,801 | | | 477 | 477 | | | 2,801 | 独立型 |
| KT | 8 | 基準期前期 | 4,374 | | | | | | | 4,374 | |
| EI | 6 | 基準期前期 | 3,329 | | | | | | | 3,329 | |
| IK | 7 | 基準期前期 | 3,004 | | | 1,121 | 1,121 | | | 3,004 | |
| AE | 6 | 基準期後期 | 6,209 | | | 994 | 994 | | | 6,209 | |
| MS | 7 | 基準期後期 | 4,439 | | | | | | | 4,439 | |
| SZ | 7 | 基準期後期 | 3,248 | | | 750 | 750 | | | 3,248 | |
| SK | 6 | 基準期後期 | 2,781 | | | 161 | 161 | | | 2,781 | |
| 平均 | 7.4 | | 5,612 | 600 | 434 | 2,132 | 1,894 | | 599 | 5,777 | |

教育費については、共用家計で対応し、世代別家計費による支出はほとんどない。

教養娯楽費の関連では、世代別家計費で対応するものが多い。その内容は本代、レクリエーション、研修会の参加費用等である。研修会等の参加費の出所は参加者がだれかで対応が異なり、被服履物費と同様、子供や夫の場合は共用家計から支出し、参加者が若妻の場合は世代別家計で支出することが多い。

雑費は世代別家計で対応することが多い。その内容は子供のこづかい、理髪代、夫のたばこ代、カバンなどの支出である。これも家族員別で支出頻度が違う特徴があり、その特徴は被服履物、教養娯楽費と同じである。

雑費の中の交際費について、調査では慶弔費に限った設問になったが、慶弔費は共用家計で対応することが多く、意外に世代別家計による対応は少ない。

表3 世代別家計費の使途 (単位：戸)

| 費目 | 使 途 | 支 払 方 法 | | | | | | | | | | 計 |
|-------------|--------------|---------|---|---|---|---|---|---|---|----|----|----|
| | | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 0 | | |
| 飲 食 | 1 日常のおかず | 19 | | | | | | | | | | 19 |
| | 2 子供のおやつ | 12 | 2 | | 1 | | | 2 | | 2 | 19 | |
| | 3 外出時の食事 | 6 | 3 | 2 | 6 | | | 2 | 1 | | 20 | |
| | 4 夫の夕食 | 7 | 2 | 8 | | | | 2 | | | 19 | |
| | 5 飲食代 | 14 | | 1 | | | | 2 | 1 | 1 | 19 | |
| | 6 子供のミルク | 9 | | | | | | | | 10 | 19 | |
| 被 服 履 物 | 7 自分の洋服 | 8 | 1 | | 8 | | | 2 | | | 19 | |
| | 8 夫の洋服 | 11 | 4 | 1 | 1 | | | 2 | | | 19 | |
| | 9 子供の洋服 | 11 | 2 | | 1 | | | 3 | | 2 | 19 | |
| | 10 自分の靴下、下着 | 6 | 3 | | 8 | | | 2 | | | 19 | |
| | 11 夫の靴下、下着 | 8 | 4 | 1 | 4 | | | 1 | | | 18 | |
| | 12 子供の靴下、下着 | 12 | 1 | | 2 | | | 2 | | 2 | 19 | |
| | 13 自分の履物 | 7 | 3 | | 7 | | | 2 | | | 19 | |
| | 14 夫の履物 | 7 | 4 | 6 | 1 | | | 2 | | | 20 | |
| | 15 子供の履物 | 12 | 3 | 1 | | | | 1 | | 2 | 19 | |
| | 16 クリーニング代 | 13 | 3 | 1 | 1 | | | 1 | | | 19 | |
| 医 療 | 17 医療費 | 15 | 2 | 1 | 2 | | | | | | 20 | |
| | 18 医薬品 | 17 | 1 | | | | | 1 | | | 19 | |
| 交 通 ・ 信 | 19 ガンリン代 | 16 | 1 | | | | 1 | 1 | | | 19 | |
| | 20 自動車購入 | 15 | 2 | | | | 1 | 1 | | | 19 | |
| | 21 自動車維持費 | 16 | 2 | | | | 1 | | | | 19 | |
| 教 育 | 22 授業料 | 12 | 1 | | | | 1 | | | 5 | 19 | |
| | 23 教材費 | 14 | 1 | | | | | | | 4 | 19 | |
| | 24 文房具費 | 12 | 1 | | | 2 | | | | 4 | 19 | |
| | 25 給食費 | 14 | 1 | | | | | | | 4 | 19 | |
| | 26 P T A 費 | 14 | 1 | | | | | | | 4 | 19 | |
| | 27 通学費 | 14 | 1 | | | | | | | 4 | 19 | |
| | 28 学校行事費 | 14 | 1 | | | | | | | 4 | 19 | |
| 教 養 ・ 娯 楽 | 29 自分の本 | 6 | 4 | 5 | 4 | | | 2 | | | 21 | |
| | 30 レクリエーション | 9 | 3 | 2 | 4 | | | 2 | | | 20 | |
| | 31 自分の講習、研修費 | 9 | 3 | 1 | 6 | | | 1 | | | 20 | |
| | 32 夫の講習、研修費 | 11 | 4 | 4 | | | | 1 | | | 20 | |
| | 33 子供の講習、研修費 | 12 | 1 | | | 1 | | 1 | | 4 | 19 | |
| 雑 費 身 の 回 り | 34 化粧品、美容品 | 5 | 4 | | 9 | | | 1 | | | 19 | |
| | 35 理容費 | 9 | 3 | | 8 | | | | | | 19 | |
| | 36 理髪代 | 12 | 2 | | 1 | | | | | 1 | 19 | |
| | 37 夫の理髪代 | 10 | 1 | 8 | | | | 1 | | | 20 | |
| | 38 自分のカバン等 | 7 | 3 | | 8 | | | 1 | | | 19 | |
| | 39 夫のカバン等 | 10 | 4 | 3 | | | | 2 | | | 19 | |
| | 40 タバコ代 | 10 | | 5 | | | | | | 5 | 20 | |
| | 41 子供のこづかい | 10 | | | | | | 2 | | 7 | 19 | |
| | 42 自分の慶弔費 | 14 | 3 | | 1 | | | 1 | | | 19 | |
| 雑 交 費 際 | 43 夫の慶弔費 | 15 | 2 | 1 | | | | 1 | | | 19 | |
| | 44 若妻会費 | 11 | 1 | 2 | 5 | | | | | 1 | 20 | |
| そ の 他 | 45 貯金 | 9 | 4 | 2 | 4 | | | | | 1 | 20 | |
| | 46 年金、保険 | 15 | 1 | | | | 2 | 1 | | | 19 | |
| | 47 農業経費 | 14 | 1 | | | | 1 | 1 | | 2 | 19 | |

支払方法 1～ほとんど共用家計で 6～ほとんどその他の方法で
 2～ほとんど世代別家計で 7～支払方法不定
 3～ほとんど夫のこづかいで 8～支払方法不明
 4～ほとんど自分のこづかいで 0～無解答、該当ない
 5～ほとんど子供のこづかいで

その他の項目では、年金、保険など長期的保障や社会的保障に関するものは共用家計で、若妻会費等日常的な支出は世代別家計で対応している。なお、世代別家計は貯金に向けられる場合も少なくなかった。

以上、アンケートを要約すれば、世代別家計の使途は、家計費目としてはかなり限定されており、使途頻度が高いのは雑費、教養娯楽費、被服履物費である。また、世代別家計で対応するこれらの費目は、家族員別で支出する頻度に違いがみられ、若妻、夫、子供の順で高い特徴がある。言い換えるなら、この頻度は家族員の共用家計へアクセスの違いでもあり、それが「こづかい」の認識を生むものになっている。また、子供(中心世代から見ると孫)、夫(すなわち後継者)が共用家計と世代別家計の境界領域になっているともいえるが、そこに家計分化に伴う不明瞭さが入り込む余地が生じる。

6. 世代別家計の意味とあり方

かつての農家における家計

運営は「家長」のもとで1人の主婦にまかされていた。しかし、今日では、農外収入、家族構成、消費構造、ライフステージ等の要因が係わって、家計の分化が生起している。

この家計の分化は「世代別家計」の派生の形をとり、中心世代の世代別家計を含む家族共用の一つの大きな家計と、その他の世代のいくつかの小さな家計から構成される。そして、家計全体としては前者を「共用家計」、後者を「部分家計」と位置づけることができる。

家計の分化による「小さい財布」³⁾、すなわち世代別家計の存在は、世代別に自由に使えるお金が用意されることになり、生活の民主化を図るうえで、望ましい家計運営といえる。とはいっても、世代別家計であるとの認識はまだ薄く、意識としては「こづかい」であり、金額、用途、ライフステージ等が内的要因に起因している実態からみても、家計の分化は多世代同居家族形態が続く限りそう極端に拡大するものではないであろう。あくまでも、共用家計と部分家計の関係で存在しているものと考えられる。

調査農家における共用家計と世代別家計との関係は、いくつかのタイプに分かれていても、特にこれといった問題がなかった。しかし、現実には世代別家計の不明瞭な運営が負債の思わぬ落とし穴になった例や、世代間不和の要因になった例などを聞くことがある。世代別家計は望ましい家計運営であっても、不明瞭な運営は逆に家族の不満を引き起こし、家族関係の亀裂にまで発展することも考えられる。

また、共用家計と部分家計の関係が民主的、自

主的な消費に道を開くとしても、経済的合理的な運営の点からは無駄が生じやすいという問題を秘めている。したがって世代別家計についても曖昧にせず、家族全員の共通理解の基に、金額、用途、形成、管理の仕方について約束を取り決めて運営することが大切である。

世代別家計が、金額、用途の点から「こづかい」の水準に近いものであったとしても、多世代同居家族にあっては、「共用家計」と「世代別家計」からなる「世帯家計」の一端を担っているのであり、「世帯家計」への参加者として各家計の担当者が各々の責任において記帳し、ときにはお互いで検討することが大切になる。こうした運営が真の意味で生活の民主化と消費の近代化を確立し、よりよい家計運営、さらには生活設計へと展開していくのである。

注

- 1) 河野あけね：農家家計費の多様化とあり方，日本農村生活研究会東北支部編『発展するむら』，61～67ページ，明文書房，1987.6
- 2) 加藤照子：直系家族家計の世代間分離，『発展するむら』68～76ページ，明文書房，1987.6
- 3) 有馬洋太郎・安部澄子・荒樋豊：新しい分析手法による農家の家計構造，農村生活総合研究センター，1989.3
- 4) 消費項目をコード化し，月別に分類集計するものであるが，多数のデータ処理となるため，入力ミス，特に各月間の不統一が生じやすいので，全月別データを総合し，コード，単位のチェックを行ってから，再び月別データに分割し，分類集計するシステムである
- 5) 『生活改善型農家家計診断と長期生活設計のシステム』（農林統計協会刊）の「家族周期案」に基づく